

農振除外についての留意事項

高岡市 産業振興部 農業水産課 農政係

電話番号：0766 - 20 - 1308

1 農用地利用計画の農用地区域からの除外(変更)要件 ※下記の要件をすべて満たすこと

- (1) 農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であること
- (2) 農用地の集団化、作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- (3) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- (4) 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- (5) 当該変更に係る土地が土地改良事業等の施行に係る区域内の土地に該当する場合には、当該事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること
- (6) 農地法(転用許可基準)、都市計画法(開発許可基準)等他の法令の許可が得られること

2 願出受付時期 毎月1日～20日(年12回)

最終日が土・日・祝日の場合は、次の平日を締切日とする。(期限厳守。書類等が不備の場合、次回願出とする。)

3 願出に必要な書類

① 農用地利用計画の農用地区域からの除外願

② 住宅等利用計画書または事業計画書

③ 願出地付近図(位置図) 住宅地区等(縮尺明記)に願出地及び既存地を記入

④ 土地利用計画図

願出地の利用計画図(建物の配置(住宅の場合、立面・平面図、植栽、擁壁、排水等すべて網羅すること)、
駐車場の位置及び台数、資材の種類別数量及び面積(資材置場の場合)、排水・雨水処理計画等)

⑤ 検討範囲図 範囲の設定理由(既存地を起点とする距離等)、他の候補地の位置や利用できない理由を明記

⑥ 公図 願出地付近公図(願出地、隣接地の地目・地番、所有者及び耕作者を必ず明記すること。

残地となる田がある場合は、新旧の取水・排水・農機具乗入路を図示すること)

⑦ 土地登記簿謄本(全部事項証明書)

⑧ その他(案件別)

ア 既存地がある場合は、既存地(分家住宅は本家)の利用状況図

イ 農家住宅・分家住宅の場合 すべての所有地(農地を含む)の位置図(付近見取図に記入)

ウ 分家住宅の場合 譲受・借受人と本家との関係が分かるもの(戸籍謄本、続柄入りの住民票の写し等)

エ 法人の場合 商業・法人登記簿謄本(登記事項証明書)

オ 経営上、資格・許可等が必要な場合は、これを証明するものの写し

(建設業、飲食店、食料品販売業、自動車運送業、病院等)

※ この他、内容によっては、上記以外の書類も提出していただく場合があります。

4 提出部数 1部 ※書類についてはクリップ止め ホッチキス禁止

5 その他協議(担当課・関係機関と事前に相談してください。)

- (1) 農業委員会 農地法の許可見込みや農地転用許可基準に合致しているか否か。
- (2) 建築政策課 建築用地の場合は、開発許可が必要か否か。開発許可が必要な場合は、開発許可の要件に合致しているか否か。また、建築物をとまなう場合は、建築確認が必要なため事前に協議願います。(特に、接面する道路について)
- (3) 文化財保護活用課 願出地が埋蔵文化財包蔵地であるか否か。
- (4) 県高岡農林振興センター指導課 既存地を含む面積が3,000㎡以上の場合、雨水等の処理について。